# パートナー県政推進会議設置要綱

#### (目的)

第1条 県民参画基本条例の理念を具体化したパートナー県政の実現の取組や、県民が県政の担い手として県政参画するために必要な仕組みづくり、将来の鳥取県が目指す方向性について検討を行うため、パートナー県政推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 推進会議は以下の事項について議論及び検討を行うものとする。
  - (1) 県民と県政との協働のあり方
  - (2) 今後の行政や地域における課題や対応策
  - (3) その他、県民参画基本条例の理念実現のために必要な事項に関すること。

#### (構成)

- 第3条 推進会議は知事が委嘱する委員により構成する。
- 2 推進会議に座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により決定する。
- 4 座長は会議を代表し、会務を総理する。
- 5 座長欠席のときは、あらかじめ座長が指定した順の委員が、その職務を代行する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。

## (推進会議の開催)

- 第5条 推進会議は、座長が招集し、これを主宰する。
- 2 座長が出席できないときは、座長が指名する職員がこれを代行する。
- 3 座長が必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

## (事 務)

第6条 推進会議の事務は、元気づくり総本部県民課が所掌する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

#### (施行期日)

- この要綱は、平成25年5月15日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月17日から施行する。
- この要綱は、平成27年7月 1日から施行する。